

議案第1号

審議会の会長及び副会長の選出について

枚方市景観条例（平成26年枚方市条例第19号）（抜粋）

第7章 景観審議会

第37条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づき、市長の附属機関として枚方市景観審議会を置く。

- 2 審議会は、景観の形成に関する重要事項について、市長の諮問に応じて調査審議し、及び答申し、並びに市長に意見を述べるものとする。
- 3 審議会は、委員13人以内で組織する。
- 4 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。
 - (1) 学識経験を有する者
 - (2) 関係団体を代表する者
 - (3) 関係行政機関の職員
 - (4) 公募による市民
 - (5) 前各号に掲げる者のほか、当該調査審議に関し市長が適当と認める者
- 5 第17条第2項及び第5項、第19条並びに第20条第1項（第3号に係る部分に限る。）の規定により諮問された事項については、次項において準用する枚方市附属機関条例（平成24年枚方市条例第35号）第7条第1項の規定により置く部会の決議をもって審議会の決議とすることができる。
- 6 前各項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営については、枚方市附属機関条例第2条から第10条までの規定を準用する。

枚方市附属機関条例（平成24年枚方市条例第35号）（抜粋）

（設置等）

第1条 他の条例に定めがあるものを除くほか、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づき、別表のとおり執行機関の附属機関を置く。

- 2 附属機関は、執行機関その他担当事務に係る機関の諮問に応じ、審査等の結果を答申する。ただし、執行機関その他担当事務に係る機関が定める事項については、諮問がない場合においても、意見を述べることができる。

（委員の委嘱）

第2条 委員の委嘱期間は、別表に定めがあるものを除くほか、2年（委員を増員する場合その他特別の事情がある場合にあっては、2年以内）とする。

- 2 補欠の委員の委嘱期間は、前委員の委嘱期間の残期間とする。
- 3 委員の再度の委嘱は、妨げない。

（臨時委員）

第3条 執行機関は、附属機関の担当事務に関し必要があると認めるときは、臨時委員を委嘱することができる。

(会長及び副会長)

第4条 附属機関に、会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、委員(臨時委員を含む。以下同じ。)の互選によって定める。ただし、副会長については、会長が必要と認めるときは、その指名により定めることができる。

3 会長は、会務を総理し、附属機関を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を行う。

(会議)

第5条 附属機関の会議は、会長(会長が定められていない場合にあつては、執行機関)が招集し、会長がその議長となる。

2 附属機関の会議は、委員の2分の1以上が出席しなければ、開くことができない。

3 附属機関の会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。ただし、執行機関が定める附属機関については、出席した委員の3分の2以上の多数で決する。

(会議の公開)

第6条 附属機関の会議は、公開とする。ただし、次に掲げる会議は、非公開とすることができる。

(1) 枚方市情報公開条例(平成9年枚方市条例第23号)第6条に規定する情報が含まれる事項に関する審査等を行う会議

(2) 公開することにより、公正かつ円滑な審査等が著しく阻害され、その目的を達成することができない会議

2 附属機関の会議の議事については、会議録を作成しなければならない。

(部会)

第7条 会長は、附属機関の担当事務に関し必要があると認めるときは、附属機関に部会を置くことができる。

2 前3条の規定は、部会について準用する。

3 前項に定めるもののほか、部会の組織及び運営に関し必要な事項は、会長が定める。

(関係者に対する協力要請)

第8条 附属機関は、担当事務に関し必要があると認めるときは、関係者に対し、資料の提供、説明その他の必要な協力を求めることができる。

(委員の守秘義務)

第9条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また、同様とする。

(委任)

第10条 この条例に定めるもののほか、附属機関の組織及び運営に関し必要な事項は、執行機関が別に定める。

枚方市景観審議会委員名簿

(平成 26 年 4 月 1 日現在)

氏 名	分 野	役 職 等	任 期
よしかわ しん 吉川 眞	環境デザイン ・景観工学	大阪工業大学 工学部 都市デザイン工学科 教 授	平成 25 年 11 月 1 日から 平成 27 年 10 月 31 日まで (再任)
おか えりこ 岡 絵理子	居住環境	関西大学 環境都市工学部 建築学科 准教授	同 上 (再任)
しもむら やすひこ 下村 泰彦	緑地環境・造園	大阪府立大学 大学院 生命環境科学研究科 緑地環境科学専攻 教 授	同 上 (再任)
うしま みつひさ 鵜島 三壽	歴史・文化	関西外国語大学 英語国際学部 教 授	同 上 (再任)
ふじもと ひでこ 藤本 英子	デザイン・ 景観・色彩	京都市立芸術大学 大学院美術研究科 教 授	平成 26 年 4 月 1 日から 平成 27 年 10 月 31 日まで (新任)
しみず まさのり 清水 正憲	法 律	清水共同法律事務所 弁護士	同 上 (新任)
みねくら さかえ 嶺倉 栄	行 政	大阪府 住宅まちづくり部 建築指導室 建築企画課 景観推進グループ 課長補佐	同 上 (新任)
おんち みつこ 恩地 未通子	商 業	北大阪商工会議所	平成 25 年 11 月 1 日から 平成 27 年 10 月 31 日まで (再任)
おの ひさこ 小野 久子	観 光	枚方市文化観光協会	同 上 (再任)
ふくやま みのる 福山 實	建 築	大阪府建築士事務所協会 第 3 支部長	同 上 (再任)
はらだ じゅんいち 原田 順一	屋外広告物	大阪屋外広告美術協同組合 理事長	平成 26 年 4 月 1 日から 平成 27 年 10 月 31 日まで (新任)
やました しげお 山下 滋雄	市民委員		平成 25 年 11 月 1 日から 平成 26 年 10 月 31 日まで (再任)
きのした よりこ 木下 依子	市民委員		同 上 (再任)